

大会役職員・チーム責任者・指導者・選手・審判員（インストラクター）の皆様

規律委員会からのお知らせ

長崎県のバスケットボールの普及発展にご尽力たいへん感謝しております。引き続き運営含めてよろしくお祈りいたします。

さて、バスケットボール界だけでなくスポーツ界の不祥事が報道されています。また、情報時代にはいり、SNSによる情報共有が十数分で全国の多くの方に流れる状況になりました。こうした様々な問題を長崎県は起こさないためにも、規律委員会の整備をいたしました。また、JBA組織改革により、法人化、そして新たな組織作りの指示を受けており、諸問題に対する規律委員会（裁定機能有り）が機能していくこととなります。

規律委員会の本来の目的は処分することではなく、ゲームをリスペクトし、感動ある素晴らしい大会をつくりあげる一助としての機能を果たすことと考えています。

添付ファイルの規律委員会規程と緊急時対応フローのご確認いただき、各地区協会役職員、審判員、チーム関係者に配付し周知徹底をお願いいたします。

1. 規律委員会規程

「懲罰」に関することはJBA規程に準じます。選手のみならず役職員の姿勢や言動も対象です。また、マナーについても日頃より意識していただきたいと思っております。

各地区協会、各連盟におかれましても規約整備を行い、公明正大な組織運営をお願いしたいと思っております。

2. 緊急時対応フロー

この資料に従って、対応していただければと思います。今後改善点を修正しバージョンアップしていきたいと考えています。

会場責任者にゲームを中断する権限を与えています。会場責任者という表現は大会毎に名称が違うと思いますが、緊急時にゲームを中断する権限者を必ず設定してください。また、大会主催側が医師等の看護係を設置している場合は、会場責任者や審判、チーム関係者に対して、事故を未然に防ぐための指示ができるようにしています。但し、試合担当審判との連携を図ることが必要です。

自然災害等でゲームの延期や別日程になる場合は、審判員やTO員の移動についても考慮して決定していただくようお願いします。（特に審判は遠方からの移動が考えられます。審判の安全な移動）

熱中症対策の資料も添付しています。参考にしてください。選手もだけでなく審判員の体調も確認してください。

バスケットボール競技は特異性がありますので、協会主催だけでなく、各連盟主催、カップ戦、実技研修会、講習会等々においても活用していただきたいと思っております。

以上

平成30年12月吉日

（一社）長崎県バスケットボール協会

会 長 宮 本 峻 光
専務理事・規律委員会委員長 太 田 京 子